ウィークリースタンス実施要領(案)

1. 目的

ウィークリースタンスは、受発注者で1週間のルール (スタンス) を目標として定め、計画的に業務を履行することで、効率的に業務を履行しつつ、より一層の品質向上に努めると共に、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の確保、育成を図ることを目的とする。

2. 対象業務

県土整備部所管の土木委託業務(現場技術業務を含む)を対象とする。

3. 実施内容

業務着手時の打合せにおいて、受発注者間で詳細な内容を設定し実施する。

- (1)休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日(金曜日等)は新たな依頼をしない。
- (3) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない。
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。(適正な期限日を設定する。)
- (6) その他受発注者間で確認・共有する。

4. ウィークリースタンスの進め方

- (1) **業務受注者**は別紙-1を作成し、業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社 日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施する内容 を設定する。
- (2) 決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。

5. 適用

令和2年4月1日以降に入札公告する案件に適用する。

なお、令和2年4月1日より前に公告した案件においても、積極的に取り組むよう努める。